

電源開発株式会社「(仮称)輪島ウインドファーム事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和4年7月21日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)輪島ウインドファーム事業環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、石川県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 石川県輪島市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 90, 300kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 5月21日
環境大臣意見受理	平成30年 7月20日
経済産業大臣意見発出	平成30年 8月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年 3月 1日
住民意見の概要等受理	平成31年 5月 8日
石川県知事意見受理	令和 元年 8月 6日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 8月20日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年10月28日
住民意見の概要等受理	令和 4年 1月 5日
石川県知事意見受理	令和 4年 5月 2日
環境大臣意見受理	令和 4年 6月 2日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 7月21日

問合せ先:電力安全課 長尾、須之内  
電話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置から最寄りの住居との距離は約 500m と近接している。本事業の実施により、工事中資材の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音については最大で 14dB、風力発電機の稼働に伴う騒音については最大で 6dB と、騒音レベルが増加する予測結果となっている。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値（以下、参照値という。）を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、環境監視を実施すること。

### (2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、アトリ、シメ等の渡り鳥及びハチクマ、

サシバ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、ハチクマ、サシバ等の希少猛禽類の営巣が複数確認されていることから、工事期間中において、希少猛禽類の営巣状況に係る事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえて、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

エ バードストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で調査すること。

### (3) 水環境に対する影響

水質調査に当たっては、近年の豪雨を考慮した評価を行うこと。

### (4) 生態系に対する影響

生態系の典型性注目種であるタヌキについて、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。